

香取広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例

令和5年3月22日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり300円とする。

2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の交付を受ける者は、規則で定める額の当該交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年香取広域市町村圏事務組合条例第3号）第1条に規定する香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成27年香取広域市町村圏事務組合条例第6号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条第3項、第13条第3項又は第14条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行前において旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (2) この条例の施行前において指定管理者の当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務として個人情報を取り扱う事務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第30条第2項及び第39条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己の個人情

報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に旧条例第49条第1項の規定により組合に置かれた同項に規定する香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に対し、旧条例の規定により諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第49条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した旧条例第2条第3号に規定する行政文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第1号に掲げる者
- 6 第1項第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物のうち、当該公の施設の管理の業務に係る特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときはも、前項と同様とする。
- 7 前2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行前において旧条例第12条第1項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は同項の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人の業務に関して前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、旧条例第12条第1項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

9 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。